

共済制度をご紹介します!

妊・娠から育・児まで

組合員本人や被扶養者の方が妊娠した場合、妊娠から出産、育児に関して共済組合へ各種申請が必要になります。

今回、その申請内容について時系列にまとめましたので、参考にしてください。

なお、各種申請については、勤務先の共済事務担当課をとおして当組合に申請していただき、制度内容の詳細等については、勤務先の共済事務担当課もしくは共済組合各担当課にお問い合わせください。

妊娠・産前休業

【医】「妊産婦マル福」該当の申告

被扶養者の妊娠の場合も、必ず申告してください。



【医】「産前産後休業掛金免除」の申出

産前42日から産後56日までに特別休暇の産前産後休業を取得した場合は、短期掛金・介護掛金・厚生年金組合員保険料・退職等年金掛金・保健掛金が免除となります。
※将来、年金額を計算する際は、免除期間も掛金を納めた期間として取り扱います。

【医】生まれた子の「被扶養者証(保険証)」の申請

ご自身の被扶養者として認定できる場合に申請します。
必ず出生日から30日以内に申請してください。



【医】「出産費(家族出産費)42万円」・「出産費(家族出産費)附加金3万円」の請求

(産科医療補償制度の対象とならない場合の出産費は40万4千円)

出産費(家族出産費)の三つの請求方法

通常、出産については、疾病または負傷等の治療ではないため、健康保険の適用がありません。そのため、出産費用の負担を軽減するために、組合員または被扶養者の方が出産した場合は、次のいずれかにより出産費(家族出産費)を請求することができます。

① 直接支払制度利用による請求

組合員の方と医療機関等が代理契約合意文書を交わすことで、医療機関等が支払機関をとおして共済組合に請求を行う方法です。共済組合へは出産費と出産費用との差額(差額が出た場合)および出産費(家族出産費)附加金の請求が必要です。

② 受取代理制度利用による請求

組合員が医療機関等を代理人として、出産前に共済組合へ出産費の支給申請をすることにより、共済組合が医療機関等に支払う方法です。

③ 上記①および②の制度を利用しない場合

医療機関等の窓口で出産費用の全額を支払い、その後、共済組合に請求を行う方法です。

【医】「出産手当金」の請求

組合員が、産前42日・産後56日において勤務せず、報酬が支給されない場合に請求できます。そのため、特別休暇の産前産後休業で報酬が支給される場合は対象となりませんが、退職したことにより報酬が支給されない場合などは対象となります。

出産・産後休業

福 「共済貯金の積立中断」の届出

育児休業を取得した場合、無給となるため共済貯金の積立を中断することができます。

福 「貸付・物資の償還猶予」の申出

育児休業を取得した場合、無給となるため貸付・物資の償還について猶予の申出をすることができます。猶予した期間の償還分については、復職後に通常の償還と合わせて償還することになります。

医 「産前産後休業終了時改定」の申請

(引き続き育児休業等を開始する場合は対象外)

**医** 「育児休業等掛金免除」の申出

育児休業を取得した場合は、産前産後休業と同様に掛金が免除となります。
なお、免除期間は、最長で育児休業対象の子が3歳に達する日の属する月の前月までです。

医 「育児休業手当金」の請求

3歳に満たない子を養育するため育児休業を取得した場合に、その子が1歳に達する日(その子が1歳に達した以後の期間について総務省令で定める場合に該当するときは最長2歳に達する日)まで支給します。

給付額：1日につき標準報酬日額※ × 67/100
(最初の180日は67/100、残りの期間は50/100)

※標準報酬日額：短期標準報酬月額÷22(10円未満四捨五入)

医 「育児休業等終了時改定」の申請

復職後3ヵ月間の報酬に基づき、標準報酬月額に異動があるかを確認します。
随時改定とは異なり、申出があれば従前と1等級差でも改定を行うことができます。

年 「養育期間標準報酬月額特例(養育特例)」の申請

養育特例について

育児短時間勤務などの勤務形態の期間中、報酬が低くなったことにより将来の厚生年金等の給付額が低くなることを避けるための措置です。
申出書を提出することにより、養育期間に標準報酬が下がった場合でも、年金額は養育期間前の高い標準報酬で計算されます。

※詳細については、12ページをご覧ください。

**福** 「共済貯金の積立復活」の届出

復活できる月は、3月および9月のみとなりますので、勤務先の共済事務担当課をとおして当該月の15日までに共済組合へ報告してください。



お問い合わせ先

医 医療健康課 TEL 029-301-1413

福 福利厚生課 TEL 029-301-1412

年 年金課 TEL 029-301-1414